

宮崎県高等学校総合体育大会開催基準要項

S 4 7 . 3 . 1 7 制定 H 7 . 3 . 7 改訂

1 主 旨

宮崎県高等学校教育活動の一環として、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校生とを育成するとともに、高等学校生との相互の親睦をはかるものである。

2 実施方針

- 1) 大会の実施にあたっては、県教育委員会と共同主催とし円滑な運営を期するため、県体育協会、関係競技団体等関係諸機関と緊密な連携をとり、協力を得ながら教育的配慮のもとに大会の充実を期する。
- 2) 県高校総体に対する県民の理解と協力を求めながら、県下高校スポーツの普及振興と競技水準の向上をはかるとともに、強じんな身体と公正明朗な精神ならびに友情を育てるように努める。
- 3) 競技会場は加盟校の施設及び公共施設の活用を原則とする。

3 主 催

宮崎県高等学校体育連盟・宮崎県教育委員会

4 後 援

(財)宮崎県体育協会・宮崎県各種目競技団体・開催地関係機関とし、報道機関を加えることができる。

5 主 管

宮崎県高等学校総合体育大会実行委員会・各種目競技専門部・開催地区高体連支部

6 大会の開催ならびに期間

- 1) 大会は春季、秋季の二期に分けて開催する。
- 2) 各競技の開催地は原則として宮崎市とする。
- 3) 春季大会の次期は6月上旬、秋季大会は11月中を原則とする。
- 4) 各競技日数は、4日を超えないことを原則とする。
但し、天候・災害その他特殊事情の場合は大会本部と別途審議する。
- 5) 但し、九州大会県予選を兼ねることができない場合は、別途開催することができる。

7 大会の運営

- 1) 大会の円滑な運営を期するため、各競技専門委員会、監督会議及び大会1週間前に総監督会議を開催することができる。
- 2) 各競技の運営は、本連盟各競技専門部が当該県競技団体と提携しながら、これにあたる。

8 大会の名称

第〇〇回宮崎県高等学校総合体育大会 第〇〇回 〇〇〇〇競技大会 兼 全国高等学校総合体育大会
・全九州高等学校体育大会県予選会

9 大会の内容

全国高等学校総合体育大会および全九州高等学校体育大会の県予選を兼ねる。

10 大会の規模

1) 競技種目を次のとおりとする。

(1) 夏季大会 (31種目)

- ① 陸上競技 ② 体操競技 ③ 水泳競技 ④ バスケットボール競技 ⑤ バレーボール競技
- ⑥ 卓球競技 ⑦ ソフトテニス競技 ⑧ テニス競技 ⑨ サッカー競技
- ⑩ ラグビーフットボール競技 ⑪ ソフトボール競技 ⑫ ハンドボール競技
- ⑬ ウエイトリフティング競技 ⑭ 登山競技 ⑮ レスリング競技 ⑯ 柔道競技
- ⑰ 剣道競技 ⑱ 弓道競技 ⑲ 相撲競技 ⑳バドミントン競技 ㉑ホッケー競技
- ㉒空手道競技 ㉓ボート競技 ㉔フェンシング競技 ㉕ヨット競技 ㉖自転車競技
- ㉗ボクシング競技 ㉘馬術競技 ㉙なぎなた競技 ㉚少林寺拳法競技 ㉛カヌー競技

(2) 秋季大会

- ① 駅 伝 ②ラグビーフットボール競技 (全国大会県予選)

2) 競技方法は学校対抗競技とする。

3) 大会期間中に各種会議等を行う場合は、理事会の承認を得なければならない。

11 引率監督について

1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。なお、職員とは、校長・教頭・教諭・助教諭・常勤講師等とする。

2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険 (スポーツ安全保険 等) に必ず加入することを条件とする。

但し、外部指導者について各競技専門部における規定が定められ、監督・コーチが上記の基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

1) 参加者は宮崎県高等学校体育連盟に加盟している高等学校 (中等教育学校後期課程・工業高等専門学校を含む) 生徒であること

2) 当該種目の全国高等学校体育大会ならびに全九州高等学校体育大会開催基準要項に定める資格の該当者であること。

3) 年齢は昭和63年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場回数は、同一競技3回までとし、同一学年での出場は一回限りとする。

4) チームの編成において、全日制の課程と定時制・通信制の課程との生徒の混成は認めない。

5) 統廃合による合同チームの参加は認める。

- 6) 参加する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- 7) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。ただし、一家転住等やむを得ない場合は、所属高等学校長の申請により、県高体連会長の認可があれば、この限りではない。
- 8) 上記の条件に違反した場合、または高等学校生徒として品位を保てないと認められた時は、理事会ならびに評議員会を経て、出場停止させることができる。

9) 参加資格の特例

上記1)に定める生徒以外で、2)～7)の大会参加資格を満たし、且つ、県高等学校体育連盟が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

[大会参加資格の別途に定める規定]

- 1 学校教育法第82条の2、83条の学校に在籍し、宮崎県高等学校体育大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - 1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する学校にあっては、学齢・就業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校による生徒の混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、県高等学校体育大会予選から参加が認められ、全国・九州大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が学校教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもと適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - 2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国・九州・宮崎県高等学校体育連盟の大会開催基準要項を遵守し、競技大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある職員が引率するとともに、万一の事故に備えて傷害保険等に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。
 - ウ 大会参加に関する経費については、高等学校の会費に準ずる額の負担金を納入するものとする。

13 大会役員構成基準 別表①のとおり

14 競技別競技会役員編成基準 別表②のとおり

15 競技役員委嘱基準

- 1) 競技役員は大会参加校の教職員に委嘱することを原則とする。
- 2) やむを得ず1)の原則を超える場合は、会長の承認を得ること。
- 3) 2)の場合はできるだけ会場の近距離の地域より順次委嘱することを原則とする。

16 生徒補助役員

生徒補助役員は加盟校に委嘱する。ただし、委嘱は原則として参加校とする。

17 実行委員

- 1) 県高体連は円滑な大会の準備運営のために実行委員会を設置する。
- 2) 実行委員会は次の事項について常任委員会の承認を得なければならない。
 - (1) 委員会役員
 - (2) 大会運営の予算と決算
 - (3) 競技場の計画
 - (4) 式典の方法
 - (5) 宿泊料金
 - (6) 報告書の作成
 - (7) その他常任理事会で必要と認める事項
- 3) 実行委員会の構成は、本部事務局、競技運営委員、開催地区高体連支部で組織することを原則とする。

18 各競技の実施要項

- 1) 実施する競技要項については各競技専門部で作成し、前年度2月下旬までに高体連事務局に提出するものとする。
- 2) 競技要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - (1) 大会名称
 - (2) 主催・後援・主管
 - (3) 期日
 - (4) 会場
 - (5) 競技日程
 - (6) 競技規定
 - (7) 競技方法
 - (8) 引率・監督
 - (9) 参加資格
 - (10) 参加制限
 - (11) 参加申込(方法・期日)
 - (12) 表彰
 - (13) 宿泊
 - (14) 諸会議
 - (15) 組合せ・抽選
 - (12) 連絡事項
 - (13) 個人情報保護方針
- 3) 各競技種目の実施要項及び申し込み用紙は第1回常任理事会・理事会の承認を得て、宮崎県高等学校体育連盟ホームページに公開する。

19 参加申込み

- 1) 当該学校長が学校医と連署して所定の様式により、当該競技専門部長あてに申し込むものとする。
学校参加申込書については、所定の様式により必要事項を記入し、高体連事務局に提出する。
- 2) 申し込み期限は4月下旬を原則とする。

20 大会参加料

大会参加料は徴収しない。

21 出場権獲得

- 1) 団体1位は全国高校総体の県代表を取得する。ただし1位・2位が欠場する場合は3位以下順位に従って出場権を取得する。
- 2) 団体1位、2位は(駅伝については3位)全九州高校大会の競技要項により県代表権を取得する。ただし1位、2位に欠場ある場合は3位以下順位に従って出場権を取得する。
- 3) 個人は全国高校総体、全九州高校大会の競技要項により順位に従って県代表権を取得する。

22 大会の式典

- 1) 夏季大会の総合開会式は、県総合運動公園陸上競技場で行い、各競技種目の参加を原則とする。秋季大会の開会式は各会場で行う。
- 2) 閉会式はそれぞれの競技種目別会場で行う。
- 3) 式典の内容については別に定める。

23 表彰

種目別に団体、個人ともに3位までの賞状授与を原則とする。

24 大会標章

大会標章は高体連マークとする。

25 プログラム

- 1) プログラムは総合プログラムと種目別プログラムとする。
- 2) プログラムは有料で頒布する。ただし次については無料とする。
 - (1) 総合プログラム
 - ア 大会役員 各1部
 - イ 各高校本部 各3部
 - ウ 種目別競技専門部 各1部
 - エ 報道 各1部
 - オ 招待者 各1部
 - (2) 競技種目別プログラム
 - ア 宮崎県高体連本部 10部
 - イ 各参加チーム 各1部
 - ウ 競技役員 各1部
 - エ 報道関係者 各1部
 - オ 各高校本部 各1部

26 参加校選手団本部役員編成

- 1) 各参加校選手団本部役員名は、団長、副団長、総監督、総務とする。
- 2) 本部役員は申し込みと同時に、高体連事務局に申し込まなければならない。

27 大会の経費

大会の準備、ならびに運営のための経費は、高体連大会運営費、各専門部に配布する運営費、補助金及び寄付金等で充当する。

28 宿泊

- 1) 大会役員の宿舎は高体連事務局が、競技役員の宿舎は当該競技専門部が準備する。参加校関係の宿舎のあっせんは一切行わない。
- 2) 宿泊料金は高体連が開催市町村旅行関係業者または旅館組合と協定し、理事会で決定する。

29 交通

できる限り大会参加者の参集、および競技に必要な交通上の便宜をはかるものとする。

30 競技成績の報告

- 1) 各種目とも大会終了後2週間以内に、精算書を高体連事務局に報告するものとする。
- 2) 大会終了後ただちに九州大会、全国大会出場決定者ならびに決定校を高体連事務局に連絡する。

31 大会中の安全管理

大会の運営においては、健康安全、傷害予防、応急処置の面にできるだけ配慮する。

32 抽選および組合せ

競技運営委員立ち会いのもとに各種目専門部で決定する。

細 則

大会の式典の順序はおおむね下記の基準による。

1) 総合開会式

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 役員、選手入場 | (6) あいさつ(県高体連会長、県教育長) |
| (2) 開会宣言 | (7) 祝辞 |
| (3) 国旗掲揚 | (8) 生徒代表挨拶 |
| (4) 大会旗掲揚(宮崎県高等学校体育連盟旗・宮崎県旗) | (9) 選手代表宣誓 |
| (5) 各競技別優勝旗、杯の返還 | (10) 役員選手退場 |

2) 競技種目別の開会式は、総合開会式に準じて適宜に行う。

3) 閉会式(競技種目別)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 役員選手入場 | (5) 国旗降納 |
| (2) 成績発表 | (6) 宮崎県高等学校体育連盟旗の降納 |
| (3) 賞状ならびに優勝旗、杯授与 | (7) 閉会宣言 |
| (4) 大会会長あいさつ | (8) 役員選手退場 |